

国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (副センター長) 第6条 (略)</p> <p>2 副センター長は、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第13条第1項第7号に規定する者のうちから研究院ごとに1人をセンター長が指名する。</p> <p>3～5 (略) (リサーチ・アドミニストレーター及び特任教員) 第8条 (略)</p> <p>2 総轄リサーチ・アドミニストレーターは、学長特任補佐をもって充て、<u>センター長及び副センター長</u>を補佐するとともに、前項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーター及び特任教員の業務を総轄する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>本則 (副センター長) 第6条 (略)</p> <p>2 副センター長は、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第13条第1項第7号に規定する者のうちから研究院ごとに1人をセンター長が指名する。<u>ただし、センターの業務運営のために特に必要と認める場合には、センター長は、研究院ごとに指名する者のほかに、第12条に規定する運営委員会の議に基づき、第8条第1項第1号に規定する総轄リサーチ・アドミニストレーターをもって副センター長に充てることができる。</u></p> <p>3～5 (略) (リサーチ・アドミニストレーター及び特任教員) 第8条 (略)</p> <p>2 総轄リサーチ・アドミニストレーターは、学長特任補佐をもって充て、<u>センター長</u>を補佐するとともに、前項本文に規定するリサーチ・アドミニストレーター及び特任教員の業務を総轄する。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則(平成30年3月26日産規則第1号)

この規則は、平成30年3月26日から施行し、平成29年10月1日から適用する。